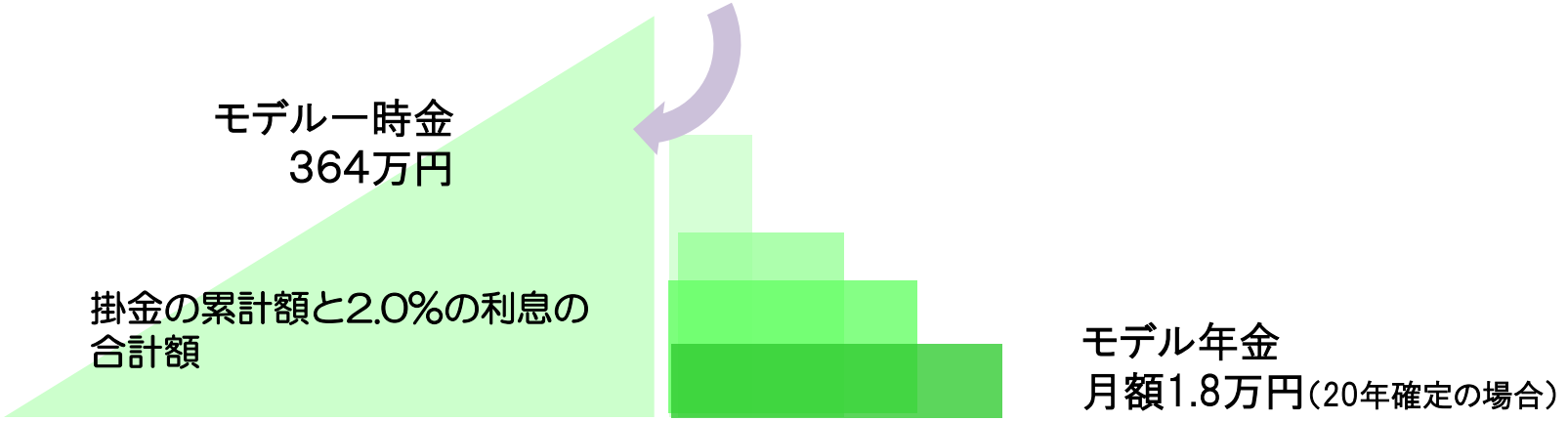
企業年金積立のイメージ

月額掛金6千円の場合
（全額会社負担）



加入
（25歳）

退職
（60歳）

モデル一時金、年金月額は、25歳加入、60歳脱退の場合の概算額。給付額に付利する利息は2.0%。
25歳新規加入モデルであり、現在加入者の受取額とは異なります。
厚生年金被保険者であれば65歳まで加入は可能です。
月額掛金は、会社によって異なります。

【受給資格】
3年以上加入：一時金給付、対象者が死亡した場合は、遺族一時金を給付します。
20年以上加入：一時金、年金（5年、10年、15年、20年）から本人が選択可能
（注）受給期間を長くすると、年金月額は少なくなります。

年金の受給開始年齢
６０歳未満脱退：６０歳
６０歳以上脱退：６５歳

受取り時の優遇税制
一時金：退職所得控除
年　金：公的年金等控除

掛金(積立金)の設定方法

事業所としての掛金（１口１，０００円、上限はありません。）を決めていただき
「定額」または「給与ランク別」のいずれかの方法をご選択いただきます。
口数の増口は随時可能ですが、減口は加入者の同意等の手続きが必要です。

方　法	内　容
定　額	全員一律の掛金になります。 事業所の合計掛金は、「一律の掛金×加入者数」です。 （例）　加入者20人、6口加入 全員が6,000円の掛金になります。 事業所の合計掛金は、6,000円×20人＝120,000円です。 退職金の必要な最小部分を積み立てるのに適した方式です。 掛金変更手続が不要です。
給与ランク別	加入者毎に毎年9月時点で確定された厚生年金保険の「標準報酬月額」を基金独自のランクに区分し、ランクに基づく係数を口数にかけて掛金を計算します。途中入社の方は、入社時の標準報酬月額を基金独自のランクに区分し、同様に計算します。掛金は1年間（10月分～翌年９月分）変更しません。 事業所の合計掛金は、加入者毎の掛金の合計です。 **（例）事業所として6口加入した場合、標準報酬月額２０万円の加入者の掛金は３，０００円です。** **標準報酬月額３８万円の加入者の掛金は６，０００円です。**

標準報酬月額	係数	掛　金(円)
22万円未満	**0. 500**	**6, 000×0. 500=3, 000**
22万円以上27万円未満	0. 625	6, 000×0. 625=3, 750
27万円以上32万円未満	0. 750	6, 000×0. 750=4, 500
32万円以上37万円未満	0. 875	6, 000×0. 875=5, 250
37万円以上42万円未満	**1. 000**	**6, 000×1. 000=6, 000**
42万円以上47万円未満	1. 125	6, 000×1. 125=6, 750
47万円以上52万円未満	1. 250	6, 000×1. 250=7, 500
52万円以上57万円未満	1. 375	6, 000×1. 375=8, 250
57万円以上	1. 500	6, 000×1. 500=9, 000

加入者の給与水準に連動した金額を積み立てる方式です。
年１回掛金変更の手続をして頂きます。

モデル給付額（概算額）

月額掛金６千円（６口）加入の場合の概算額です。
年金月額は、退職年齢が４５歳、５５歳、６０歳の方は６０歳支給開始時、退職年齢が６５歳の方は６５歳支給開始時の金額です。

退職年齢	加入期間	掛金累計額	退職時一時金額＊	年金受給開始時の年金原資	２０年確定年金月額（受取総額）
35歳	１０年	７２万円	８０万円	ーー	（一時金のみ）
45歳	２０年	１４４万円	１７７万円	２３８万円	１．２万円（２８８万円）
55歳	３０年	２１６万円	２９５万円	３２６万円	１．６万円（３９５万円）
60歳	３５年	２５２万円	３６４万円	３６４万円	１．８万円（４４１万円）
65歳	４０年	２８８万円	４３９万円	４３９万円	２．２万円（５３３万円）

＜モデル給付額の前提＞
25歳加入、積立期間中・待期期間中（退職から年金受給開始まで）・年金受給期間中の給付額に付与する利息2.0%。
年金は、5年、10年、15年、20年の確定年金があります。年金月額は変動しません。
一時金額、年金原資、年金月額、受取総額は概算額であり、この金額を保証するものではありません。
（＊）給付対象者が死亡した場合は遺族一時金として一時金を給付します。